

## 多摩区制50周年記念冠事業及び記念事業企画の公募並びに実施に関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、多摩区制50周年記念に基づき冠、記念ロゴマーク及び記念キャッチフレーズを付して実施する記念事業（以下「冠事業」という。）及び企画を募集し実施する記念事業（以下「公募企画」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (記念事業の目的)

第2条 記念事業は、地域と行政が一体となってお祝いする機運を醸成するとともに、魅力ある地域資源を活かした健康で活力がある地域づくりを推進することを目的とする。

### (冠事業の要件)

第3条 冠事業の対象となる事業は、記念事業の目的に寄与し、第1号から第4号までのいずれかに該当する事業で、第5号の要件を満たすものとする。

- (1) 市、行政委員会又は市議会が行う事業
- (2) 官公庁又はこれに準ずる団体が行う事業
- (3) 区内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が行う事業
- (4) その他、多摩区制50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）が適当と認める者が行う事業
- (5) 次の要件をすべて満たす事業
  - ア 区の信用又は品位を害し、又は害するおそれがないこと。
  - イ 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
  - ウ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがないこと。
  - エ 特定の個人又は団体の宣伝若しくは信用を高める行為に使用し、又は使用するおそれがないこと。
  - オ 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。
  - カ 公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は、冠事業の対象としないものとする。

- (1) 営利を主な目的とし、又はそのおそれがある事業
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくはこれらと密接な交友関係を有している者が関係している事業
- (3) その他、委員長が適当でないとして認める事業

### (公募企画の要件)

第4条 公募企画の対象となる事業は、記念事業の目的に寄与し、第1号か第2号のいづ

れかに該当する事業で、第3号と第4号の要件を満たすものとする。

- (1) 区内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が行う事業
- (2) その他、多摩区制50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）が適当と認める者が行う事業
- (3) 企画の主旨が、次のいずれかに合致する事業
  - ア 地域のみんなで参加でき一体となって祝う。
  - イ 歴史を振り返りつつ、未来を見据える。
  - ウ 地域の魅力を生かしアピールする。

(4) 次の要件をすべて満たす事業

- ア 区の信用又は品位を害し、又は害するおそれがないこと。
- イ 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- ウ 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- エ 特定の個人又は団体の宣伝若しくは信用を高める行為に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- オ 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがないこと。
- カ 公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は、公募企画の対象としないものとする。

- (1) 営利を主な目的とし、又はそのおそれがある事業
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくはこれらと密接な交友関係を有している者が関係している事業
- (3) その他、委員長が適当でないとする事業

（冠事業、公募企画の申請）

第5条 冠事業を申請する者（以下「冠事業申請者」という。）は多摩区制50周年記念冠事業（変更）承認申請書（第1号様式。以下「冠事業（変更）承認申請書」という。）、公募企画の申請をする者（以下「公募企画申請者」という。）は多摩区制50周年記念公募企画（変更）承認申請書（第2号様式。以下「公募企画（変更）承認申請書」という。）を、実行委員会が示す期日までに委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請に次に掲げる書類又はこれに代わるものを添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) チラシ、パンフレットその他の事業の内容が分かる書類
- (3) 収支予算書（当該事業の参加者等から参加費、入場料又はこれらに類するもの（以下「参加費等」という。）を徴収する場合及び第9条による資金を必要とする場合に限る。）

- (4) 従事者一覧（第9号様式）
- (5) その他、委員長が必要と認める書類  
（冠事業、公募企画の審査等）

第6条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、審査、可否決定を行い、多摩区制50周年記念事業冠事業(変更)承認（不承認）通知書（第3号様式。以下「冠事業承認（不承認）通知書」という。）又は多摩区制50周年記念事業公募企画(変更)承認（不承認）通知書（第4号様式。以下「公募企画承認（不承認）通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（承認条件）

第7条 委員長は、冠事業及び公募企画を承認する場合、必要に応じて条件を付することができる。

（公募企画の実施者）

第8条 公募企画は、原則として公募企画の承認を受けた者（以下「公募企画実施者」という。）が実施するものとする。

2 実行委員会または実行委員会の依頼を受けた者は、公募企画実施者が希望する場合、公募企画の実施に関し、助言・調整等の支援を行うことができる。

（公募企画の実施資金）

第9条 公募企画実施に資金が必要な場合は、原則として実行委員会がクラウドファンディングにより集めた資金を充てる。

2 前項の資金は、公募企画申請者があらかじめ金額を定めた上で、公募企画（変更）承認申請書に記載する。

3 第1項の場合、公募企画実施者はクラウドファンディングにおける寄付者に対して、特典の提供を行うものとし、その内容を公募企画（変更）承認申請書に記載する。

4 公募企画実施に際しクラウドファンディングで資金を集める場合、第1項のクラウドファンディングの実施に関する事務手続きは、実行委員会が行うものとし、第6条の審査の結果、承認された公募企画のみを対象とする。

5 前項の事務手続きに必要な情報等（例：クラウドファンディング掲載時の企画紹介画像データ）については、実行委員会が指定する期日までに公募企画申請者が用意し実行委員会へ提供する。

6 第1項に該当する公募企画の実施は、同項のクラウドファンディング実施結果が第2項の金額に応じて定めた目標金額を達成できた場合のみ行うものとする。なお、クラウドファンディング実施結果が、第2項の金額に応じて定めた目標金額を達成できなかった場合、その結果について実行委員会は責任を一切負わないものとする。

7 実行委員会は、前項の場合のみ第1項で集めた資金の収納を行うものとし、速やかに公募企画実施者にその金額を通知する。

8 前項の通知があった場合、公募企画実施者は、公募企画実施の14日前までに次に掲

げる書類を実行委員会へ提出する。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、委員長が必要と認める書類

9 実行委員会は前項の書類を確認し、第5条第2項で提出された書類内容と齟齬がない限りにおいて、第7項で通知した金額を公募企画実施者に提供するものとする。

10 第1項のクラウドファンディング実施結果が、第2項の金額に応じて定めた金額を達成できなかった場合は、実行委員会は資金の収納を行わないものとし、公募企画実施者に結果を速やかに通知する。

(冠、記念ロゴマーク及び記念キャッチフレーズの使用及び記念のぼり旗の借用)

第10条 冠事業実施者及び公募企画実施者は、多摩区制50周年記念ロゴマーク等の使用に関する取扱要項第5条から第10条までの規定に関わらず、冠、記念ロゴマーク及び記念キャッチフレーズ（以下「冠等」という。）を使用することができる。

2 冠事業実施者及び公募企画実施者は、実行委員会と使用時期や本数等を調整の上、記念のぼり旗を借用することができる。

(冠の表記等)

第11条 冠事業及び公募企画に使用できる冠は、次の各号に掲げる文言とする。

- (1) 多摩区制50周年
- (2) 多摩区制50周年記念
- (3) 多摩区制50周年記念事業
- (4) その他、委員長が認める文言

2 使用できる記念ロゴマーク及び記念キャッチフレーズは、別途、実行委員会が定める。

(事業内容の変更又は中止)

第12条 冠事業実施者及び公募企画実施者は、当該承認を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、冠事業実施者は冠事業（変更）承認申請書を、公募企画実施者は公募企画（変更）承認申請書を委員長に提出するものとする。

2 委員長は、冠事業又は公募企画の承認を受けた事業の変更に係る申請書の提出があったときは、審査、可否決定を行い、冠事業(変更)承認（不承認）通知書若しくは公募企画(変更)承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第13条 委員長は、前条第1項の規定による冠事業若しくは公募企画の中止に係る申請書の提出があったとき又は冠事業実施者若しくは公募企画事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公募企画の承認を取り消すものとする。

- (1) 本要項に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 詐偽その他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 委員長が事業の実施状況について著しく不相当であると認めたとき。

2 委員長は、前項の規定により冠事業又は公募企画の承認を取り消したときは、冠事業実施者には多摩区制50周年記念冠事業承認取消通知書（第5号様式。以下「承認取消通知書」という。）を、公募企画実施者には多摩区制50周年記念公募企画承認取消通知書（第6号様式。以下「承認取消通知書」という。）を通知するものとする。

3 第1項の規定により冠事業又は公募企画の承認を取り消された団体等は、承認取消通知書の通知があった日以後、冠等を使用してはならないものとする。

4 第1項の規定により冠事業又は公募企画の承認を取り消された団体等のうち、第7条によるクラウドファンディング実施後に承認を取り消された団体等は、同条により集めた金額について、寄付者への返金に携わる損害を実行委員会に対し補償しなければならない。

（事業実績報告）

第14条 冠事業実施者又は公募企画実施者は、冠事業又は公募企画の終了後30日以内に、冠事業実施者は多摩区制50周年記念冠事業実績報告書（第7号様式）に、公募企画実施者は多摩区制50周年記念公募企画実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

(1) チラシ、パンフレットその他の事業の実績が分かる書類

(2) 収支決算書（当該事業の参加者等から参加費等を徴収した場合に限る。）

(3) その他、委員長が必要と認める書類

（争論等の解決）

第15条 冠事業又は公募企画実施に関し、争論又は訴訟が生じた場合は、当該冠事業実施者又は公募企画実施者の責務において解決するものとする。この場合において、実行委員会及び区は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（委任）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要項は、令和3年8月20日から施行する。

（この要項の失効）

2 この要項は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに冠事業又は公募企画を承認した事業に係るこの要項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。